

愛知県における環境影響評価制度のあり方について (中間とりまとめ) (案) の概要

はじめに (1ページ)

国において、法の施行から10年を経過する中で生じた様々な課題に対応するため、平成23年4月に環境影響評価法が改正され、平成25年4月に完全施行されることとなった。

これらを踏まえ、平成23年7月に知事から「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」愛知県環境審議会に諮問がなされ、同審議会総合政策部会においてその審議を行ってきた。

今後、答申を取りまとめていくにあたっては、広く県民の方々の意見をお聴きする必要があると考え、このたび、これまでの審議の経過を「中間とりまとめ」として公表することとした。

1 環境影響評価制度の状況

(1) 愛知県における環境影響評価制度 (1~2ページ)

愛知県における環境影響評価制度は、平成9年6月に環境影響評価法が、また、本県においては、平成10年12月に愛知県環境影響評価条例が制定され、これらは平成11年6月に完全施行され、現在に至っている。

法や条例による現在の環境影響評価制度は、環境に関する重要な施策として定着し、環境の保全に配慮した事業の実施の確保に一定の成果を挙げてきた。

(2) 環境影響評価法の一部改正 (2ページ)

改正法では、対象事業に関する位置、規模等の計画の立案の段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討し、その検討を行った結果についてまとめた計画段階環境配慮書を作成する制度の新設等が盛り込まれた。

2 愛知県における環境影響評価制度のあり方

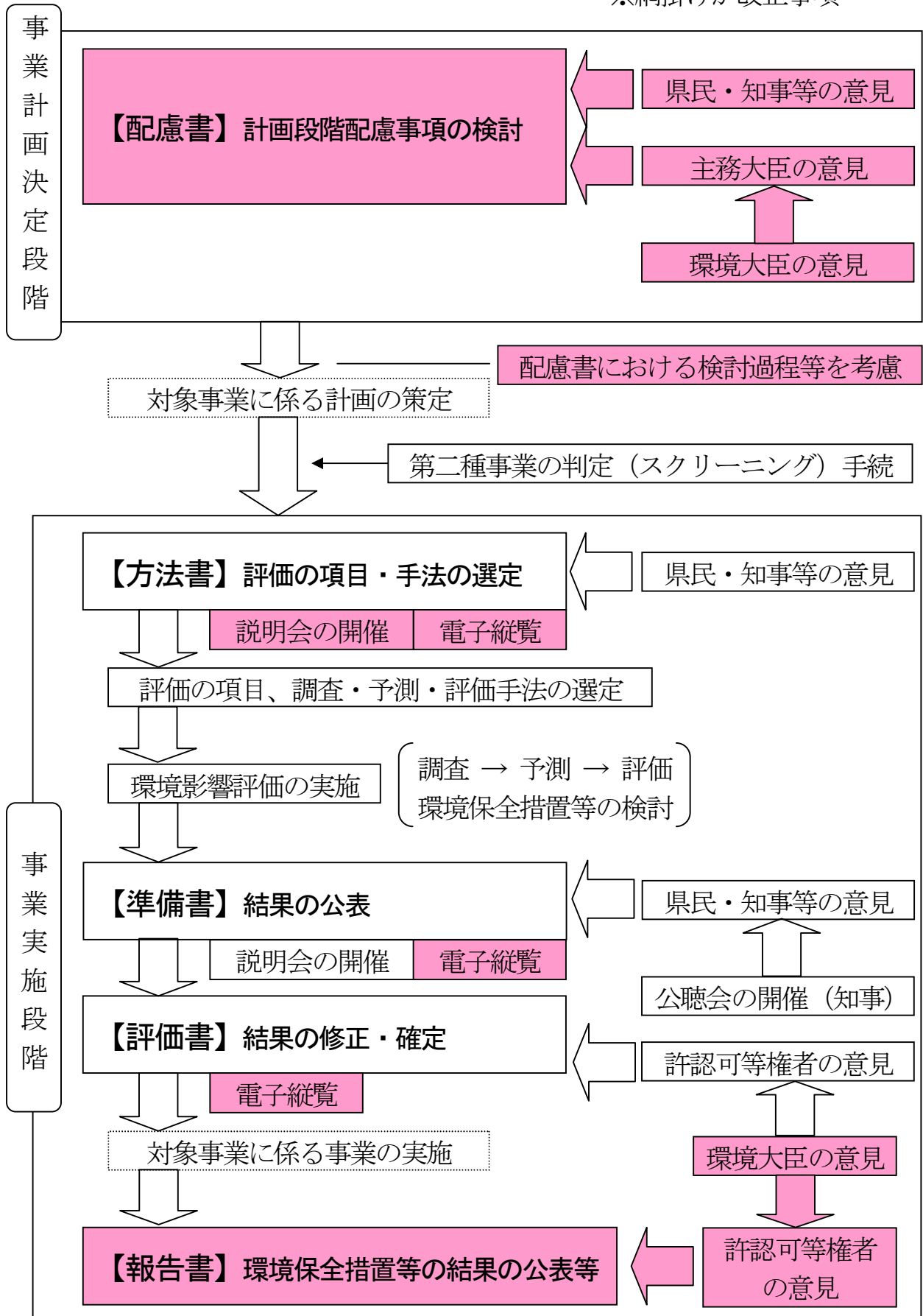
(1) 配慮書手続 (2~6ページ)

事業のより早期の段階で環境に配慮した計画を立案するため、事業者が、個別事業の位置、規模や、施設の配置、構造等の検討段階において、原則として複数案を設定し、設定された複数案ごとに計画段階配慮事項について調査、予測及び評価を行い、配慮書を作成する手続を導入することが適当である。

- (2) 方法書の周知方法（要約書の作成・説明会の開催）（6～7ページ）
分量が多く、専門的な内容となった方法書への理解の促進を図るため、要約書の作成や、説明会の開催を義務付けることが適当である。
- (3) 電子縦覧（7ページ）
閲覧する者の負担を軽減するため、インターネットを利用した方法書・準備書・評価書・事後調査報告書の公表を義務付けることが適当である。
- (4) 事後調査（7～8ページ）
条例における事後調査手続に係る制度については、法の対象事業に係る準用規定を含め、既定のとおり維持することが適当である。
- (5) 条例の対象事業（8～9ページ）
今後、増加することが予想され、また、低周波音等の問題が生じている状況を踏まえ、風力発電所の設置の工事業等を条例の対象に追加することが適当である。
＜規模の要件＞ 出力0.75万kW以上1万kW未満
- (6) 大規模災害発生時の対応（9～10ページ）
東海地震、東南海地震等の大規模災害の発生に備え、条例の規定を適用除外とする対象として、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を追加することが適当である。
- (7) 愛知県環境影響評価審査会の役割（10ページ）
条例の規定により設置されている審査会においては、その権限に属する事項等について審査等が行われており、これによって審査の信頼性や、中立性、透明性が保たれている。
これまで、審査会が担ってきた役割を踏まえれば、条例の配慮書のほか、法における配慮書の案又は配慮書について知事が意見を述べるにあたっては、審査会の審査を経ることが適当である。
- (8) 新制度への円滑な移行（10～11ページ）
必要な経過措置を設けるなど、新たな環境影響評価制度へ円滑に移行されるための適切な措置を講ずることが適当である。
- (9) 今後の課題（11～12ページ）
上位の計画や、政策の検討段階を対象とした「戦略的環境アセスメント」（SEA）について、国の動向を踏まえ、今後検討する必要がある。

改正環境影響評価法の手続イメージ（法の対象事業）

※網掛けが改正事項



今後の環境影響評価制度の手続イメージ（条例の対象事業）

※網掛けが現行制度からの変更事項

